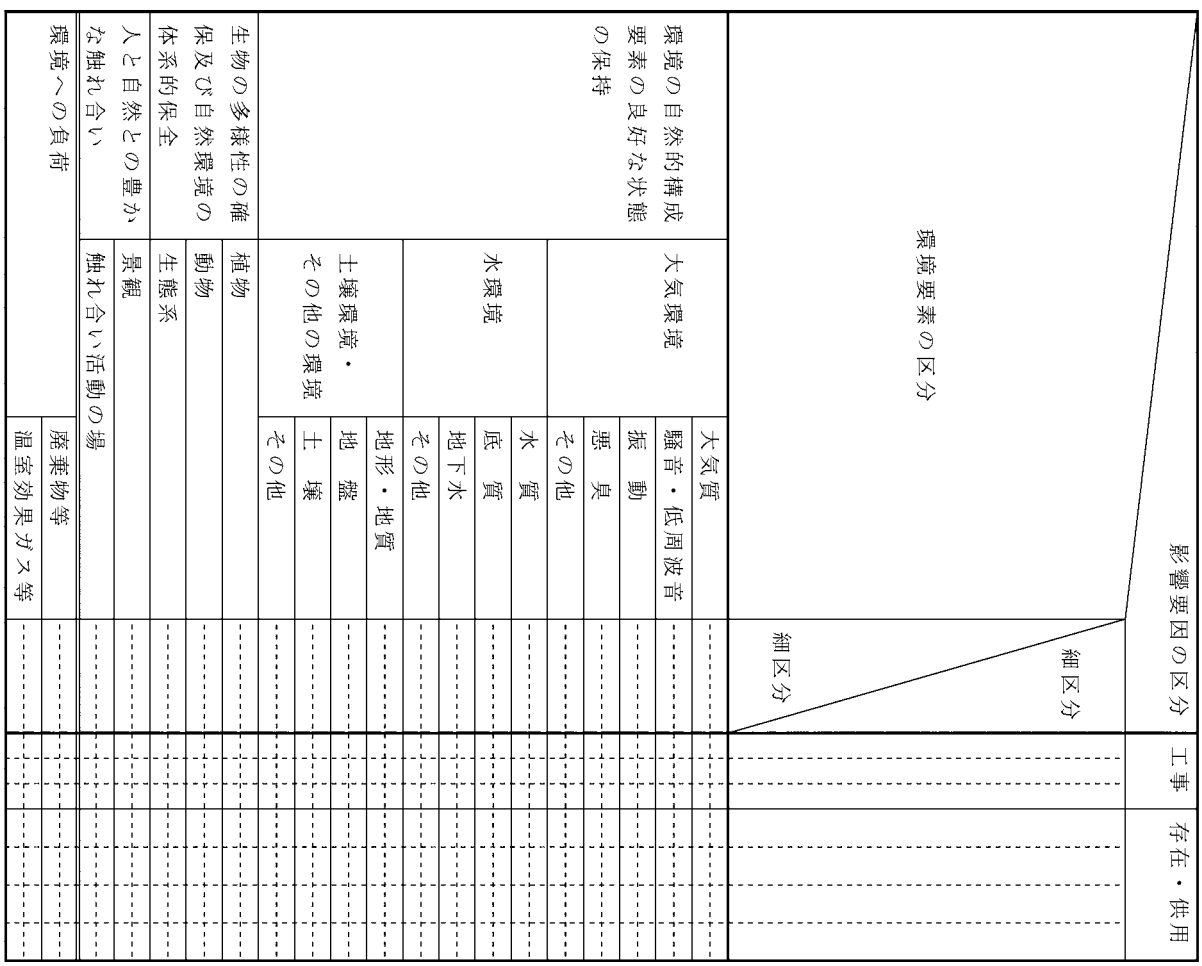
〈別表〉



○環境省告示第六十四号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十八条第二項において準用する同法第十一条第四項及び第十二条第二項の規定に基づき、第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（平成九年十二月環境庁告示第八十八号）の全部を次のように改正したので、同法第四十八条第二項において準用する同法第十三条の規定に基づき、公表する。

平成二十四年四月二日　　環境大臣　細野　豪志

この基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第四十八条第二項において準用する法第十一条第四項の規定により国土交通大臣が定めるべき「港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「港湾環境影響評価項目等選定指針」という。）及び法第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。なお、港湾環境影響評価については、港湾計画が港湾における開発、利用及び保全等に関する基本的な事項を定める計画であることに鑑み、これに応じた項目及び手法が選定されるものとする。

第一　港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

一　一般的事項

(1)　対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、法第四十八条第二項において準用する法第十一条第一項の規定に基づき、港湾環境影響評価項目等選定指針の定めるところにより、選定されるものである。

(2)　港湾環境影響評価の項目の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。

(3)　調査、予測及び評価は、選定された港湾環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）ごとに行うものとする。

(4)　調査は、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定項目に係る環境要素の状況に関する情報並びに調査の対象となる地域の範囲（以下「調査地域」という。）の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件に関する情報を、国、地方公共団体等が有する既存の資料等の収集、専門家等からの科学的知見の収集、現地調査・踏査等の方法により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。

(5)　予測は、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、対象港湾計画に定められる港湾開発等による環境影響を的確に把握できる時期における環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用又は解析等の方法により、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。

(6)　評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、港湾管理者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについての港湾管理者の見解を明らかにすることにより行うものとする。この場合において、国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする。

(7)　調査、予測及び評価に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめること等により、他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について、検討が行われるよう留意するものとする。